

彦根市公園条例の一部改正（素案）

【条例改正理由】

平成 23 年 8 月 30 日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に係る法律（平成 23 年法律第 105 号）」による「都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）」の一部改正に伴い、これまで国が一律に定めていた都市公園の設置基準および公園施設の基準を新たに条例で定めることとされたため、「彦根市公園条例」の一部を改正し、これらについて規定するものです。

また、今回規定する設置基準はあくまでも「都市公園法に基づく都市公園」を対象としているため、「公園」の定義を明確にすべく、併せて改正するものです。

【改正内容】

＜都市公園の設置基準（都市公園法第 3 条第 1 項）＞

- ① 彦根市の区域内および市街地区域内における住民一人あたりの都市公園敷地面積の標準値（都市公園法施行令第 1 条の 2）

表 1 住民一人あたりの都市公園敷地面積の標準値（案）

区分	標準値（住民一人あたりの都市公園敷地面積）	
	現行基準	彦根市基準（案）
彦根市の区域内 （都市計画区域内）	10.0 m ² 以上	10.0 m ² 以上 （現行のとおり）
市街地区域内 （市街化区域内）	5.0 m ² 以上	5.0 m ² 以上 （現行のとおり）

現行の都市公園法施行令で定められている住民一人あたり都市公園の敷地面積の標準は都市計画区域内で 10.0 m²、市街化区域内で 5.0 m²です。

これをもとに本市では都市公園を計画し、整備を進めています。現在では、供用している都市公園の住民一人あたりの敷地面積は都市計画区域内で 12.55 m²、市街化区域内で 7.13 m²となっています。また、現時点で本市において都市計画決定された公園が全て整備されると、住民一人あたりの敷地面積は都市計画区域内で 13.96 m²、市街化区域内で 8.80 m²となります。

今後の公園整備は、現在までに都市計画決定されている公園において未整備のものが複数存在しており、これらを重点的に整備していく必要があることから、現行基準のとおり規定します。

表2 彦根市における都市公園の状況

	区域内 人口	公園面積(ha)		一人あたり都市公園面積 (㎡/人)	
		現況	未整備都市計画 決定公園+現況	現況	未整備都市計画 決定公園+現況
市内全域 都市計画区域内	112千人	140.51 (48箇所)	156.37 (52箇所)	12.55	13.96
市街化区域内	89千人	63.50 (32箇所)	78.33 (36箇所)	7.13	8.80

※公園面積は本市の都市公園面積および琵琶湖湖岸緑地(整備済区域 58.4ha)の合計。

※未整備公園：河瀬公園(1.50ha)、野田山公園(1.40ha)、金城公園(1.10ha)、
金城児童公園(0.25ha)

※一部未整備公園：千鳥ヶ丘公園 (19.0ha 内 9.03ha 未整備)
荒神山公園 (16.6ha 内 1.03ha 未整備)
外馬場公園 (0.63ha 内 0.35ha 未整備)
旭森公園 (1.30ha 内 1.20ha 未整備)

② 地方公共団体が都市公園を設置する場合の配置および規模の基準
(都市公園法施行令第2条)

表3 都市公園の配置及び規模の基準(案)

都市公園の 種類	配置	規模	
		現行基準	彦根市基準(案)
街区公園	街区内に居住する者が容易に利用 することができるように配置	0.25ha	0.25ha (現行のとおり)
近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用で きるように配置	2.0ha	2.0ha (現行のとおり)
地区公園	徒歩圏域内に居住する者が容易に 利用することができるように配置	4.0ha	4.0ha (現行のとおり)
総合公園	広域に居住する者が容易に利用す ることができるように配置	設置目的に応じて都 市公園の機能を十 分発揮することが できる面積	現行のとおり
運動公園			
広域公園			
緩衝緑地等	配置目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮 することができるように配置し、その敷地面積を定め る。		現行のとおり

既設の都市公園が現行基準に基づき種別を分類し管理運営していること、今後において、現行基準に基づき計画された未整備公園の整備を進めていくことから、都市公園の配置基準についても現行基準のとおり規定するものとします。

<公園施設の設置基準（都市公園法第4条第1項）>

- ③ 一の都市公園に設ける公園施設の建築面積の基準および特例が認められる公園施設の建築面積の基準（都市公園法施行令第6条）

表4 公園施設の建築面積の基準（案）

公園施設の種別		建築面積の割合	
		現行基準	彦根市基準（案）
建築物		2%	2%（現行のとおり）
特 例	休養施設、運動施設、備蓄倉庫等	+10%	+10%（現行のとおり）
	国宝、重要文化財等	+20%	+20%（現行のとおり）
	屋根付き広場、屋根付き野外劇場	+10%	+10%（現行のとおり）
	仮設公園施設	+2%	+2%（現行のとおり）

本市の都市公園の主な建築物は管理事務所、四阿、便所、公園清掃用具倉庫等です。

現在、既存都市公園において現行基準値を超える新たな建築物を建築する計画はないことや建ぺい率を拡大することにより、新たに建築される物件が公園機能に支障をもたらす可能性も考えられることから、現行基準のと通りの規定とします。

その他、上記①～③の改正に伴う条文整理を行います。